

# 子ども・子育て支援新制度について (説明会資料)

平成28年6月27日

大阪府私学課 幼稚園振興グループ

## (目次)

・制度全般に関すること	.....	3
・補助金に関すること	.....	12
・利用定員設定に関すること	.....	19
・利用者負担に関すること	.....	22
・その他	.....	28

## (制度全般に関すること)

質 問	回 答
施設型給付を受ける幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園の違いがわからない。	以下の表をご参照ください。
新制度への移行類型の検討にあたり、まず施設型給付を受ける幼稚園になり、その後、幼保連携型認定こども園に移行することは可能でしょうか。	可能です。 なお、認定こども園の認可・認定には各種基準があります。この基準が満たされていれば、原則、認可・認定を受けることが可能です。

類 型	利用定員	財政措置 (指導監督)	法的性格
幼保連携型 認定こども園	1号認定 (3 - 5歳) 2号認定 (3 - 5歳) 3号認定 (0 - 2歳)	施設型給付 (市町村)	認定こども園法に基づく新たな認可 (府・政令・中核市) (学校・児童福祉施設) ※幼稚園認可廃止手続きが必要
幼稚園型 認定こども園	※但し3号認定受入義務なし		学校教育法に基づく学校に保育機能をプラス。 ※幼稚園認可はそのまま、認定こども園の認定を受ける
施設型給付の 幼稚園	1号認定 (3 - 5歳) のみ		学校教育法に基づく学校。 ※幼稚園のまま。認可・認定の手続きは不要

## 子ども・子育て支援新制度における幼稚園の選択肢

		位置付け・役割	施設の認可・指導監督等 (認可) (確認)		財政措置	選考・保育料等の取扱い
新制度	「施設型給付」を受ける認定こども園 (幼保連携型) (幼稚園型)	○学校教育と保育を提供する機関 (幼保連携型) :学校と児童福祉施設の位置付け (幼稚園型) :保育機能を認定 ○市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応	○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督 ○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督	○幼保連携型・幼稚園型共通 「給付の支給対象施設」として、 <u>市町村</u> が確認・指導監督	○「保育の必要性」の認定を受けた利用者 :「保育時間」に対応する「施設型給付」※ <sup>2</sup> ○その他の利用者 :「標準時間」に対応する「施設型給付」※ <sup>2</sup> ○私学助成 (特別補助等)※ <sup>3</sup>	○応諾義務 *「正当な理由」がある場合を除く ○利用者負担は応能負担 *一定の要件の下で上乗せ徴収可
	「施設型給付」を受ける幼稚園	○学校教育を提供する機関 ○市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応	○都道府県が認可・指導監督	○「給付の支給対象施設」として、 <u>市町村</u> が確認・指導監督	○「標準時間」に対応する「施設型給付」※ <sup>2</sup> ○私学助成 (特別補助等)※ <sup>3</sup>	
従前どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園※ <sup>1</sup>	○学校教育を提供する機関	○都道府県が認可・指導監督		○私学助成(一般補助・特別補助) ○幼稚園就園奨励費	○建学の精神に基づく選考 ○利用者負担は設置者が設定

※<sup>1</sup> 従前の私立幼稚園は、別段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされている。

※<sup>2</sup> 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

※<sup>3</sup> 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を実施。

## 新たな幼保連携型認定こども園の「学校」としての位置付け

### 教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

#### 学校教育法に定めるもの

幼稚園	中等教育学校
小学校	特別支援学校
中学校	大学
高等学校	高等専門学校

学校教育を提供

学校

#### 認定こども園法に定めるもの

##### 幼保連携型認定こども園

※ 既存の幼稚園から移行した場合、「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設  
両方の性格

(【国概要資料】より抜粋)

## 幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較(主なもの)

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→同免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要	満3歳以上→同免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要 ※ただし、2・3号子どもに対 する保育に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→同免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1)一定の経過措置あり

注2)施設整備費について

- ・現行制度下においては、安心こども基金により各類型の施設整備に係る費用が対象となっていますが、新制度施行後においても引き続き、認定こども園施設整備交付金や保育所等整備交付金等により、各類型の施設整備にかかる費用が補助の対象となります。
- ・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。

(【国概要資料】より抜粋)

## (制度全般に関すること)

質 問	回 答
<p>新制度に移行しても、これまでどおりの建学の精神に基づく特色ある幼児教育を行うことができますか。</p>	<p>私立幼稚園が園児に対して行う幼児教育の内容は、新制度に入る・入らないにかかわらず、<u>幼稚園教育要領(幼保連携型認定こども園となる幼稚園については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領)</u>に則って実施していただくことを前提として、各園の建学の精神に基づき行われるものであり、<u>新制度に入るからと言って、教育内容に制約を受けることはありません。</u></p> <p>なお、<u>施設型給付費を市町村から受ける施設として確認を受けることに伴い、正当な理由なくして申し込みを拒んではならないという制約を受けますが、定員を超えた申し込みについては、あらかじめ保護者に選考方法を明示したうえで、選考が可能です。</u></p> <p>また、<u>保育料(利用者負担)については、上乗せ徴収や実費徴収を除き、原則として、国基準に基づき各市町村が定める額を徴収することとなります。</u></p> <p>(事業者向けFAQ (第7版) P.13)</p>
<p>認定こども園は3歳未満児を受け入れなければならないのですか。</p>	<p><u>認定こども園において受け入れる子どもの対象年齢については、例えば満3歳以上児のみを入園対象とすることなど、各園の判断で設定することができます。</u></p> <p>(事業者向けFAQ (第7版) P.24)</p>

## (制度全般に関すること)

質 問	回 答
<p>幼稚園、認定こども園の1号認定子どもについて、選考基準はあらかじめ定めておく必要はありますか。</p>	<p>選考基準としては、<u>抽選、先着順、建学の精神等設置者の理念に基づく選考(書類、面接等の方法に制限はない。)</u>のほか、例えば以下のような一定の場合に優先的に受け入れる選考も考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・在園児・卒園児の弟妹である場合</li><li>・連携施設である地域型保育施設の卒園者である場合</li><li>・当該法人が経営する保育所に在園していた場合</li><li>・前年度の抽選で落選し補欠登録している場合</li><li>・施設所在地市町村に在住する場合</li><li>・保護者が卒園者である場合</li></ul> <p>など</p> <p><u>選考に当たっては、あらかじめ選考基準を定めて保護者に明示した上で行う必要があります。</u></p> <p>(事業者向けFAQ (第7版) P.16)</p>



## (制度全般に関すること)

### 質 問

応諾義務との関係で、選考はどのような場合に認められるのですか。また、受け入れを拒否することができる「正当な理由」に該当するのはどのようなケースでしょうか。

### 回 答

幼稚園や認定こども園を利用する教育標準時間認定子どもについては、保護者が幼稚園等に直接利用を申し込み、契約に基づき利用を開始することとなります。契約に先立って、幼稚園等はあらかじめ、保護者に対して、運営規程の概要（目的・運営方針、教育保育の内容、職員体制、開所日・時間、利用者負担等）などについて事前説明を行い、同意を得たうえで、教育・保育の提供を行うこととしています。こうした事項については、情報公表の対象にもなっていることから、保護者は事前に情報収集したうえで、必要に応じて複数の施設の説明を受けたうえで施設を選択し、申し込みを行うこととなります。

施設・事業者は、保護者から正式の利用申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされており、「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申し込みがあった場合、③その他特別な事情がある場合などを基本としています。

定員を上回る利用の申し込みがあった場合は、各園で選考を行うことが可能ですが、①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考等の方法により、あらかじめ選考方法を明示したうえで行うことが求められます。

「その他特別な事情がある場合」については、

- ・特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受入れ能力・体制との関係・利用者負担の滞納との関係
- ・設置者・事業者による通園標準地域の設定との関係
- ・保護者とのトラブルとの関係

などについて、慎重に整理し、その運用上の取扱いについて示しております。詳しくは、平成26年9月11日都道府県等説明会資料6-5をご参照ください。

※ 保育認定の子どもについては、市町村が利用調整を行います。定員を上回る利用要請等に対する選考も、優先利用の考え方に従うこととなります。

※ このほか、小規模保育事業等の卒園後の受け皿となる連携施設については、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定し、入園選考又は利用調整の際に優先的に取り扱うことを明示する等のルールを市町村が定めることが想定されています。

(事業者向けFAQ (第7版) P.3)

## (制度全般に関すること)

質 問	回 答
<p>認定こども園になれば、土曜日は必ず開所しないといけないのですか。</p>	<p>現行の認定こども園の開園日や開園時間は、保育認定の子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めることとされており、幼稚園型を含む既存3類型については基本的には変更ありません。</p> <p>新たな幼保連携型認定こども園については、日曜・祝日以外について、<u>1日11時間開園することを原則としつつ、保育の利用希望がない場合など、就労の状況等の地域の実情に応じ、各施設の判断で弾力的に運用することを可能としています。</u></p> <p>なお、<u>公定価格の取扱いにおいて、常態的に土曜日を閉所する場合については、公定価格の減額調整を行うこととなります。</u>また、<u>保育標準時間認定の子どもが11時間の利用を必要とする場合には、施設型給付の範囲内で対応することが必要となります。</u></p> <p>(事業者向けFAQ (第7版) P.26)</p> <p>幼保連携型認定こども園について、1年の開園日は日曜日及び国民の祝休日を除いた日を原則とし、1日の開園時間は11時間を原則としています。したがって、大阪府における幼保連携型認定こども園の認可に当たって、例えば、土曜日を開園しない、1日につき8時間しか開園しないといった内容の申請については原則として認可できませんので、ご留意ください。<u>幼稚園型認定こども園についても、2号認定子どもまたは3号認定子どもがいることに鑑み、同様の取扱いを原則としますが、保育認定の子どもに対する保育を適切に提供できる場合は、保護者の就労の状況等の実情に応じて定めることもできることとします。</u></p> <p>(大阪府認定こども園の認定・認可等に関する事務等の運用上の取扱いについて(通知))</p>
<p>1号認定子どもの公定価格のみ通園送迎加算があるが、2・3号認定子どもはバスを利用できないのでしょうか。利用できる場合は、その実費徴収額は、1号認定子どもよりも加算額分高く設定すべきでしょうか。</p>	<p><u>通園送迎加算は送迎を利用する一部の1号認定子どもにのみ加算されるのではなく、施設として送迎を実施していれば1号認定子ども全体に加算が付きます。2・3号子どももバスを利用できますし、加算額で不足する必要経費は、1～3号の区分にかかわらず、バス利用者から、同額の実費徴収を行って構いません。</u></p> <p>(事業者向けFAQ (第7版) P.75)</p>

## (制度全般に関すること)

質 問	回 答
<p>認定こども園において給食の実施は義務づけられるのですか。</p>	<p>幼保連携型認定こども園においては、<u>保育認定（いわゆる2号・3号認定）子どもについては食事の提供を行うことが必要です（教育標準時間認定（いわゆる1号認定）子どもについては施設の任意）。</u> <u>食事の提供にあたっては自園調理が原則ですが、満3歳以上の子どもについては一定の条件下で外部搬入が可能です。その場合は、独立した調理室でなく、現行の保育所と同様、加熱、保存等の調理機能を有する設備で代替可能です。</u> また、<u>自園調理による食事提供対象人数（1号認定子どもに食事の提供を行う場合は、当該1号認定子どもの数も含む）が20人未満の場合は、独立した調理室ではなく、必要な調理設備で代替可能です。</u> (事業者向けFAQ（第7版） P.27)</p>
<p>認定こども園で3号定員を設定せず、満3歳に達した1号子ども・2号子どもを年度途中で随時受け入れる場合、外部搬入により食事を提供し独立の調理室を設けないことは可能ですか。</p>	<p>3号定員を設定せず、1号・2号定員のみを設定する場合、施設の判断により、満3歳に達した子どもを年度途中に入園させることが可能であり、<u>満3歳以上の2号子どもの食事を外部搬入による場合には、必要な調理設備を有すれば調理室は不要です。</u> なお、<u>3号定員を設定して年度当初から2歳児を受け入れる認定こども園は、調理室での自園調理が必要となります。この場合でも、幼保連携認定こども園又は幼稚園型認定こども園については、外部搬入を除く食事提供人数が20人未満の場合は、独立の調理室は不要（必要な調理設備で代替可）です。</u> (事業者向けFAQ（第7版） P.33)</p>
<p>調理室を備えないことができる場合において、必要とされる「調理設備」とは具体的には何ですか。</p>	<p>当該施設において食事を適切に提供するための、<u>加熱、保存等が可能な設備であり、具体的には電子レンジ・冷蔵庫などの設備等が考えられます。</u> (事業者向けFAQ（第7版） P.33)</p>

## (補助金に関すること)

質 問	回 答
<p>公定価格には何が含まれていますか。公定価格からみたとき、職員配置はどう考えればよいですか。</p>	<p>詳細は次ページ以降の資料をご覧ください。</p>
<p>新制度に移行すると補助金が私学助成より減少するのではないか。施設型給付は、大規模園は不利になっているのでしょうか。</p>	<p>国の平成<b>27</b>年度予算において、「量的拡充」はもちろん「質の向上」をすべて実施するための必要な予算の確保や、公定価格の加算要件等についての見直しが行われましたが、平成<b>28</b>年度予算においても、<u>①公定価格について国家公務員給与改定に応じて、人件費 平均 + 1.9%程度の単価改定を実施、②私立幼稚園の新制度移行に係る課題の対応について措置されたところ</u>です。</p> <p>②について、具体的には以下の<b>2</b>点です。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・チーム保育加配加算の加算上限を緩和</li><li>・大規模園において非常勤事務職員及び非常勤講師を新規に加配できる加算を設定</li></ul> <p>(本資料 <b>16</b>ページ参照)</p>
<p>幼保連携型認定こども園とそれ以外の種類の認定こども園では公定価格に差は設けられるのですか。</p>	<p><u>いずれの種類の認定こども園についても、公定価格に係る職員配置や食事の提供等の国が定める基準に大きな違いはないことから、公定価格も基本的には同じになります。</u>ただし、国が参酌基準として定める基準に関して、国の基準よりも低い基準を条例で定めて、当該低い基準で運営がなされる等の場合は、減額調整をすることとなります。</p> <p>(事業者向けFAQ (第7版) <b>P.27</b>)</p>

# 公定価格の基本的な構成と試算

## 公定価格

### 《基本部分》

職員配置基準に基づく教員等の人件費

### 《加算部分》

- ・処遇改善加算
- ・副園長・教頭配置加算
- ・3歳児配置改善加算
- ・チーム保育加算
- ・通園送迎加算
- ・給食実施加算
- ・外部監査加算 など

■ 公定価格単価表は、地域区分別、利用定員別、年齢別などにより

「基本部分」と職員の配置状況などにより加算される「加算部分」で構成されています。

■ 加算部分は、市町村による認定を受ける必要があります。(処遇改善加算認定は大阪府)

参考: 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成27年3月31日、府政共生第350号ほか)

### 施設型給付を受ける幼稚園 【年齢別配置基準】

・4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人

(算出方法)  $\{4歳以上児数 \times 1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切捨て))\}$

$+ \{3歳児及び満3歳児 \times 1/20(同)\} = 配置基準上教員数(小数点以下四捨五入)$

### 認定こども園 【年齢別配置基準】

・4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人、

・1、2歳児(保育認定子どもに限る)6人につき1人、乳児3人につき1人。

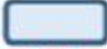

(算式)  $\{4歳以上児数 \times 1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切捨て))\}$

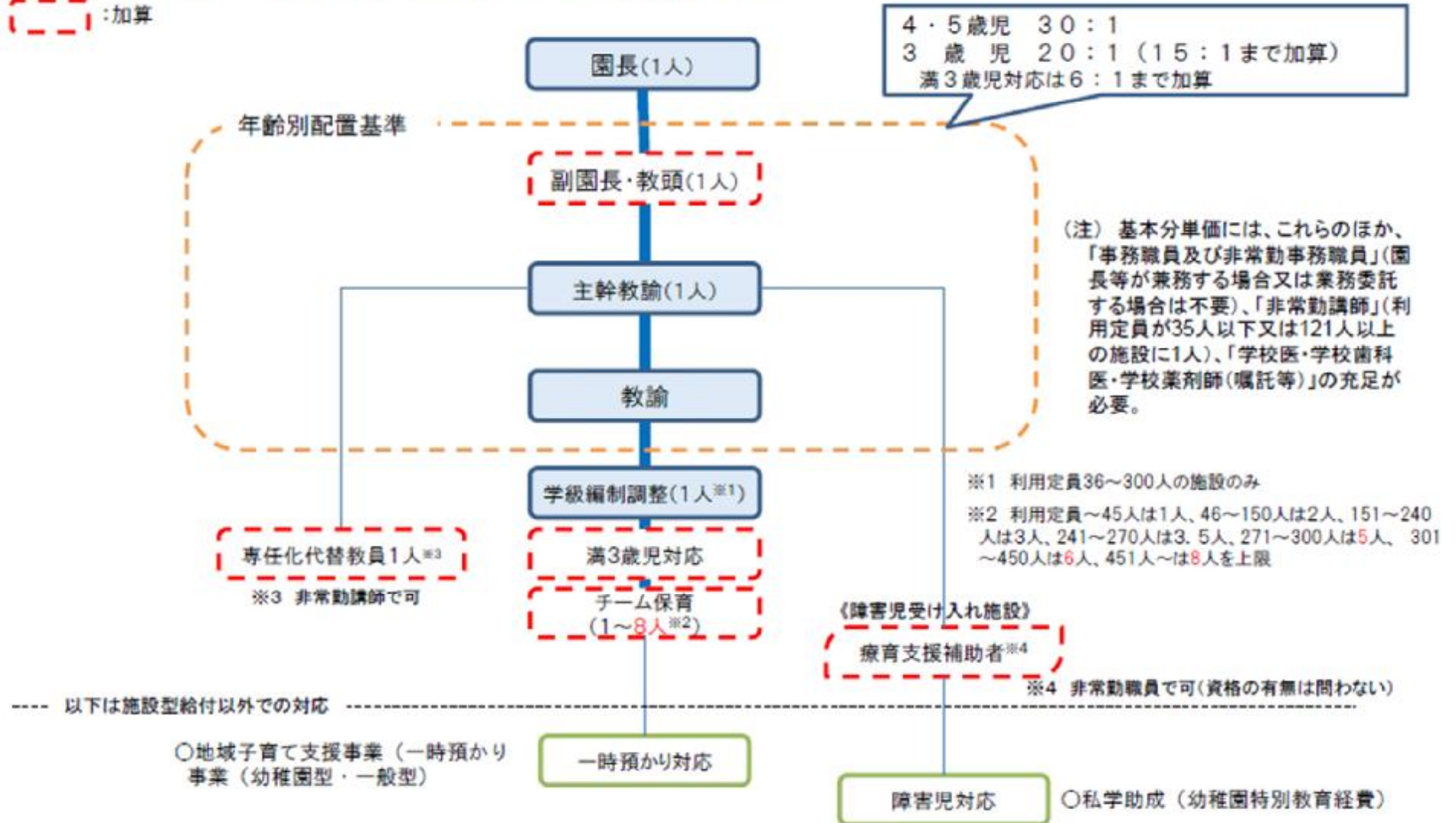
$+ \{3歳児及び満3歳児 \times 1/20(同)\}$

$+ \{1、2歳児数(保育認定を受けた子どもに限る) \times 1/6(同)\}$

$+ \{乳児数 \times 1/3(同)\} = 配置基準上保育教諭等数(小数点以下四捨五入)$  (【国概要資料】より抜粋)

## 公定価格からみた幼稚園における職員配置のイメージ

 :基本分単価 ※基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない  
 :加算



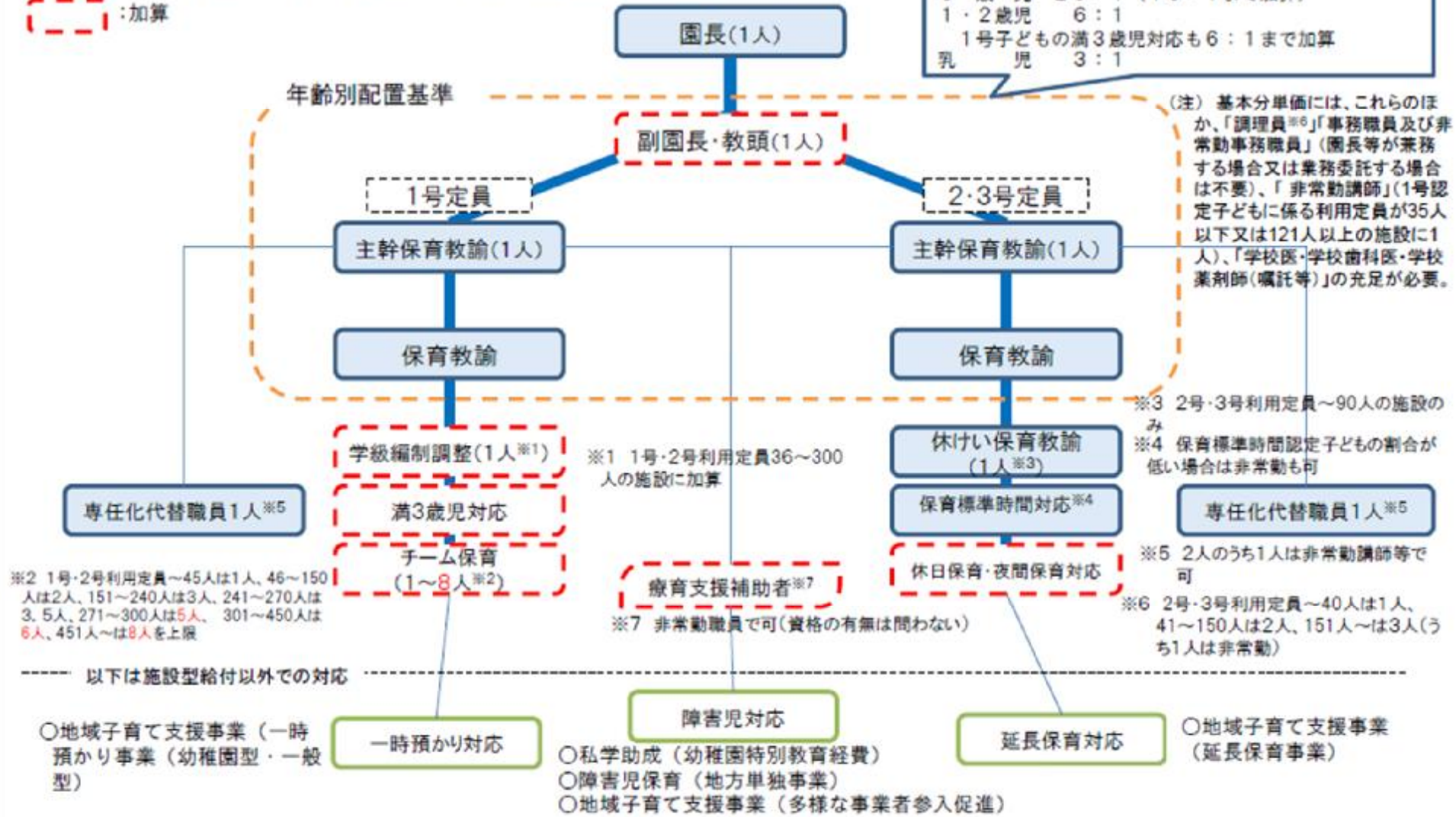
(【国概要資料】より抜粋)

# 公定価格からみた認定こども園における職員配置のイメージ

  : 基本分単価  
  : 加算

※基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない

4・5歳児 30:1  
 3歳児 20:1 (15:1まで加算)  
 1・2歳児 6:1  
 1号子どもの満3歳児対応も6:1まで加算  
 乳児 3:1



(【国概要資料】より抜粋)

## ①平成27年度国家公務員給与改定に伴う公定価格の取り扱いについて

### （公定価格の算定方法）

- 公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

### （平成27年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定）

- 公定価格の人件費の額の根拠となる、国家公務員の給与については、平成27年人事院勧告に伴い以下のとおり改定が行われる。
  - ① 民間給与との較差（0.36%）を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引上げ
  - ② ボーナスを引上げ（0.1月分）、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分 等

### （国家公務員給与改定に伴う公定価格の取り扱い）

- 平成27年度の国家公務員給与の改定に応じて、公定価格の平成27年度単価を改定予定。  
（保育士及び幼稚園教諭等人件費 平均＋1.9%程度）
- 本年度に実施する国家公務員給与の改定に伴う公定価格の改定は、平成28年度からの公定価格の設定にあたっては、引き継がれることになる。

### （実施時期）

平成27年4月1日（遡及適用）



## ④私立幼稚園の新制度移行に係る課題への対応について

### ○趣旨

特に大規模園における公定価格の設定や、事務負担の大きさが、新制度移行に当たっての課題として事業者や地方公共団体から指摘されていることも踏まえ、1号認定子どもに係る公定価格の設定を見直し、希望する園が新制度へ円滑に移行できるよう環境整備を行うとともに、移行した園における幼児教育の質の向上を図るため、下記の通り、現行の公定価格にかかる水準の見直しを行う。

### ○措置の概要

#### 1. チーム保育加配加算の加算上限を緩和

現行の算定上限		見直し後の算定上限	
利用定員※	算定上限数	利用定員※	算定上限数
～45人	1人	～45人	1人
46人～150人	2人	46人～150人	2人
151人～240人	3人	151人～240人	3人
241人～270人	3.5人	241人～270人	3.5人
271人～300人	4人	271人～300人	5人
301人～450人	5人	301人～450人	6人
451人～	6人	451人～	8人

※利用定員は3歳以上の合計

#### 2. 大規模園において非常勤事務職員及び非常勤講師を新規に加配できる加算を設定

- ・新制度に係る事務に対応するため、特に事務負担が大きい大規模園に対して非常勤事務職員を1名加配する。
- ・きめ細かな教育・保育の提供のため、大規模園に対して追加で1名の非常勤講師を加配する。

## (補助金に関すること)

質 問	回 答
<p>今後も、私学助成は実施されるのですか。</p>	<p><u>新制度に移行していない幼稚園に対する財政支援は、従来と同様、私学助成及び保護者への就園奨励費補助で行うこととなります。国は、各都道府県が私立幼稚園に補助した場合、その一部を補助するという性質上、都道府県が私学助成を行うことが前提となりますが、国としては、新制度に移行していない幼稚園には、引き続き私学助成により支援していく方針です。</u></p> <p>これらの財政支援の水準については、子ども・子育て関連3法案に対する国会の附帯決議で「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」とされていることも踏まえ、これらの財政支援の充実に努めていくこととしています。なお、国の消費税増収分は新制度を含めた社会保障4経費に充てることとされていますが、私学助成や就園奨励費補助はこの対象になっていません。</p> <p>(自治体向けFAQ (第13版) P.83)</p>

## (利用定員設定に関すること)

質 問	回 答
<p>利用定員の設定に当たって、施設・事業者の意向は考慮されるのでしょうか。また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、設定に当たっての基準はありますか。</p>	<p>利用定員の設定(1号～3号の認定区分、3号の年齢区分ごとの定員設定を含む。)は、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が行うこととなります。その際、市町村においては、施設・事業者との意思疎通を図り、その意向を考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえた適切な利用定員を設定していただくことが必要です。</p> <p>利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、恒常的に利用人員が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが必要ですが、具体的な人数設定に関する全国一律の基準を設けるものではありません。</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則では、みなし確認を受ける施設・事業については、過去3年間の利用実績の提出を求めるとしており、当該実績を参考にさせていただくことが考えられるほか、定員増の認可申請・届出や認定こども園の認可・認定の申請などの予定があれば、そうした事情も反映していただくことが適切です。</p> <p>なお、利用定員の設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の意見を聴くとともに、都道府県への協議が必要になります(みなし確認を受ける施設・事業については、省令上の義務としては都道府県への協議のみで可)。</p> <p>また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、認可定員を利用定員に合わせて減少させる手続きを求めるものではありません。</p> <p>(事業者向けFAQ (第7版) P.80)</p>
<p>他市こどもの利用定員の設定はどうすればよいですか。</p>	<p>次ページ資料をご覧ください。</p>
<p>こどもの受入と認定の手続きはどうすればよいですか。</p>	<p>21ページ資料をご覧ください。</p>

**基本指針の概ねの案から**

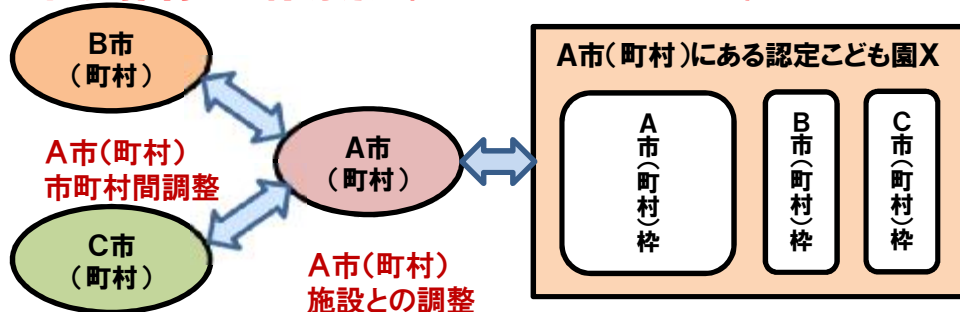
都道府県は、市町村に一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、広域的な観点から調整する必要があると認められる場合は、十分な調整を図ること。

都道府県は、教育・保育の利用及び地域子ども・子育て支援事業について、市町村間の調整が整わない場合等必要な場合において、市町村事業計画の作成時における都道府県への協議及び調整について、必要な事項を定めること。

特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき及び変更しようとするとき、あらかじめ都道府県知事と協議を行うこととされていることから、当該協議の手続き等について定めること。

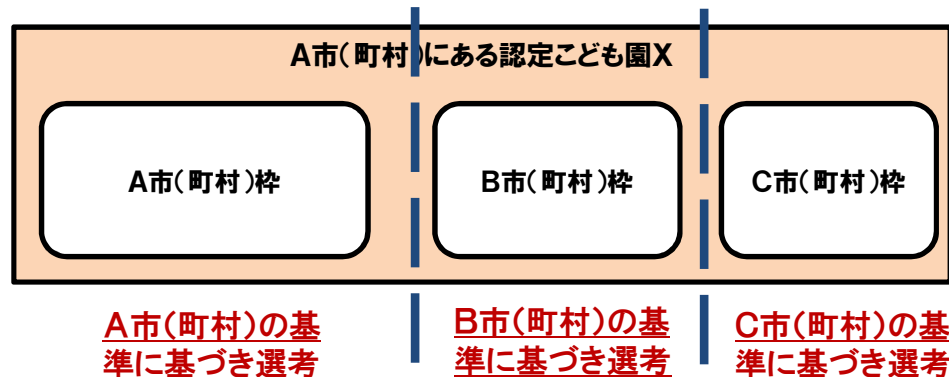
**大阪府の対応方針（具体的な広域調整のイメージ）**

**供給体制の確保方策（H26.5～H26.7）**



- ① A市(町村)から、認定こども園Xに27年度からの5年間の利用定員の見込みを照会する。(様式は、市町村と協議し、府内統一様式とする。)
- ② 施設XはA市(町村)に利用定員の見込みを提出する。
- ③ A市(町村)は、認定こども園XのB市(町村)、C市(町村)の利用定員をB市(町村)、C市(町村)に情報提供する。
- ④ A市(町村)が中心となって、B市(町村)、C市(町村)と調整して利用定員を設定し、認定こども園Xと調整する。(市町村間や施設との間で調整がつかない場合、大阪府に広域調整を依頼する。)

**保育利用希望の広域調整（H26.12～H27.1）**



(27年度以降は、募集開始前に、上記と同様に、A市(町村)が中心となって、認定こども園Xの利用定員の市町村間の振り分けを行い、募集する。)

- ① A市(町村)はA市(町村)の基準に基づき、A市(町村)の枠内で利用者の選考を行う。(B市(町村)、C市(町村)も同様。)
- ② 定員に空きが出た市町村が出てきた場合は、A市(町村)が中心となって調整し、他の市町村に再配分する。(市町村間で調整がつかない場合、大阪府に広域調整を依頼する。)

## 利用手続きの基本的な流れ(イメージ)

### 1号認定の場合 (幼稚園、認定こども園)



**1** 幼稚園などの施設に  
直接申込みを行います。  
※市町村が必要に応じて利用支援をします。

**2** 施設から入園の内定を受けます。  
※定員超過の場合などには面接などの選考あり

**3** 施設を通じて市町村に認定を  
申請します。

**4** 施設を通じて市町村から  
認定証が交付されます。

**5** 施設と契約をします。

### 2号・3号認定の場合 (保育所、認定こども園、 地域型保育)



**1** 市町村に直接認定を申請します。  
※「3 利用希望の申込み」も同時にできます。

**2** 市町村が「保育の必要性」を  
認めた場合、認定証が交付されます。

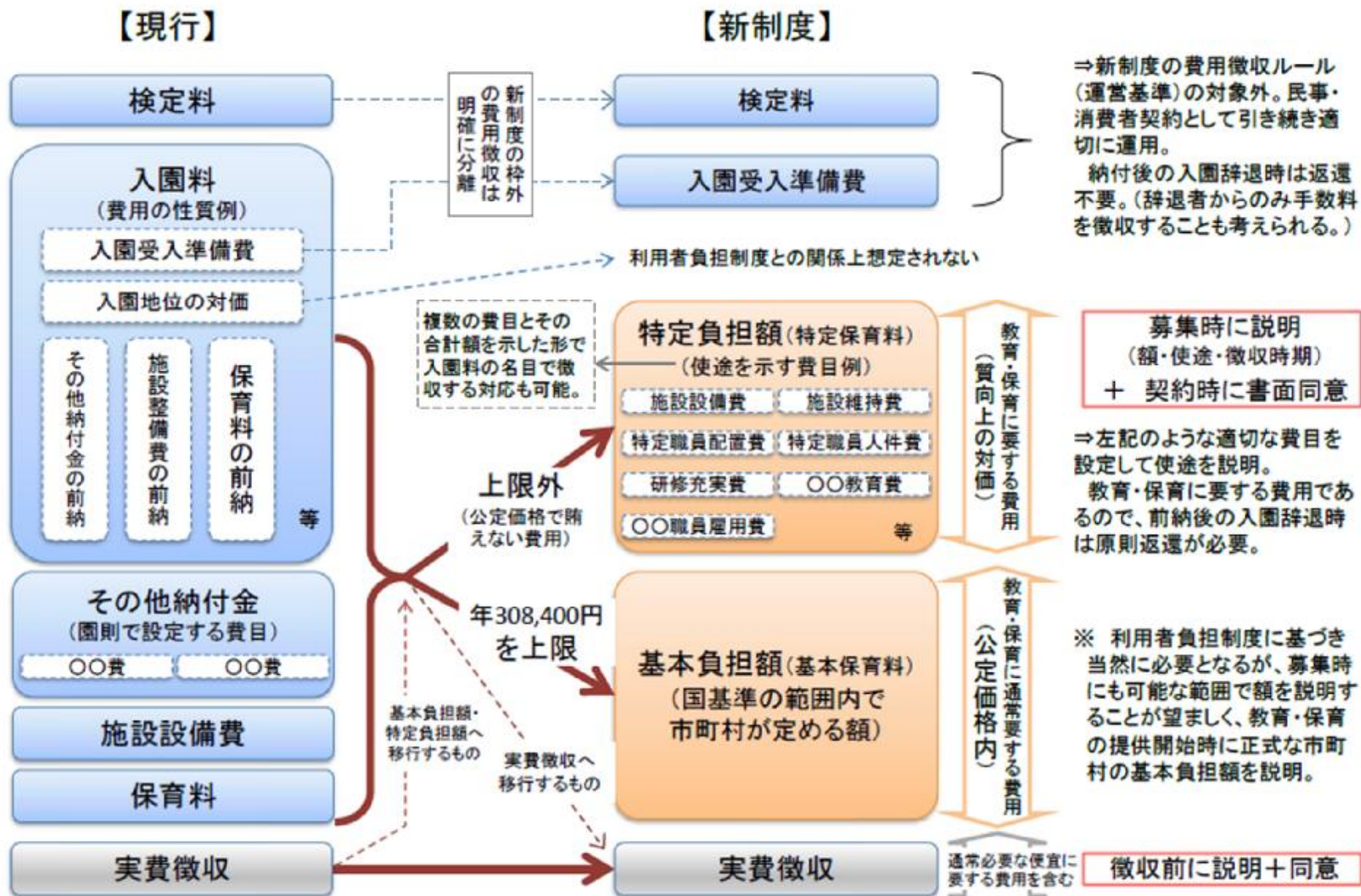
**3** 市町村に保育所などの利用希望の  
申込みをします。  
(希望する施設名などを記載)

**4** 申請者の希望、保育所などの状況に  
応じ、保育の必要性の程度を  
踏まえ、市町村が利用調整をします。

**5** 利用先の決定後、契約となります。

質 問	回 答
<p>新制度における入園料の取り扱いはどうなりますか。</p>	<p>入園料については、基本的には、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、教育・保育に要する費用の対価として利用者に負担を求める費用は、原則として、所得段階に応じて市町村が定める利用者負担額を毎月徴収することにより賄うことが基本となります。</p> <p>また、公定価格中の利用者負担は月額25,700円を限度とした所得階層別の国基準を定めることとしています。このため、現在の保護者負担(保育料+入園料+施設整備資金+その他の納付金)がそれを上回っている場合など、各園の教育・保育に要する費用が公定価格では不足するときには、当該差額分の費用を「特定負担額(上乘せ徴収)」として各施設の判断で引き続き保護者から徴収することが可能です。なお、実費として徴収するものと利用者負担(基本負担額)及び特定負担額(上乘せ徴収)とは重複のないように設定する必要があります。</p> <p>新制度移行後も入園料として入園内定者から費用を徴収する場合、その費用の性格については、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①教育・保育の対価としての性質</li><li>②入園やその準備、選考などに係る事務手続等に要する費用の対価としての性質</li></ol> <p>の大きく2つに分けられると考えます。(なお、入園の権利を保障するため、これらとは別に費用を徴収することは、一定の利用者負担により標準的な内容の教育・保育の利用を保障しようとする新制度の趣旨を鑑みると適切でないと考えられます。)</p> <p>このうち①については、特定負担額として一定の要件の下で徴収することが可能であり、特定負担額の徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、書面の同意を得ることが必要となります。</p> <p>特定負担額の徴収の実施時期については、あらかじめ説明し同意を得ておくことにより、入園初年度にのみ徴収することも、利用者負担額と合わせて毎月徴収することも、その他のあらかじめ決められた時期に徴収することも可能であると考えられます。徴収時期や返還条件などについては、事前に保護者に説明・同意を得ることが、契約のトラブルを防ぐ観点からも重要と考えられます。</p> <p>上記の②に該当する、入園受入れの準備や選考など入園にかかわる事務手続きに要する費用については、教育・保育の直接の対価ではなく、上乘せ徴収や実費徴収などのルールの対象外ですが、これらに要する費用を徴収する場合にも、同様に、徴収時期や返還条件などについて保護者とトラブルのないよう、事前に入園申し込み者に対して説明・同意を得ておくことが必要と考えます。</p> <p>また、既入園者が既に納付している入園料等がある場合、新制度の下で徴収する負担額(基本負担額・特定負担額)とで重複することとなる分については、特定負担額として新たに徴収しない、又はその一部を返還・相殺する、基本負担額から減算する等の対応をとることが適当と考えられ、具体的な内容は各園で既入園の保護者との話し合いで決めることが必要と考えられます。ただし、就園奨励費の対象となっていた経費の一部を返還する対応とする場合には、国庫返納等の手続きが必要となる場合があります。</p> <p>こうした観点に鑑みると、新制度の下で入園時に行う費用徴収を「入園料」と総称する場合であっても、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目や内訳金額を明示して保護者へ説明することが適当と考えられます。</p> <p>(事業者向けFAQ(第7版) P.5~6)</p>

# 納付金等の徴收費目の変更イメージ

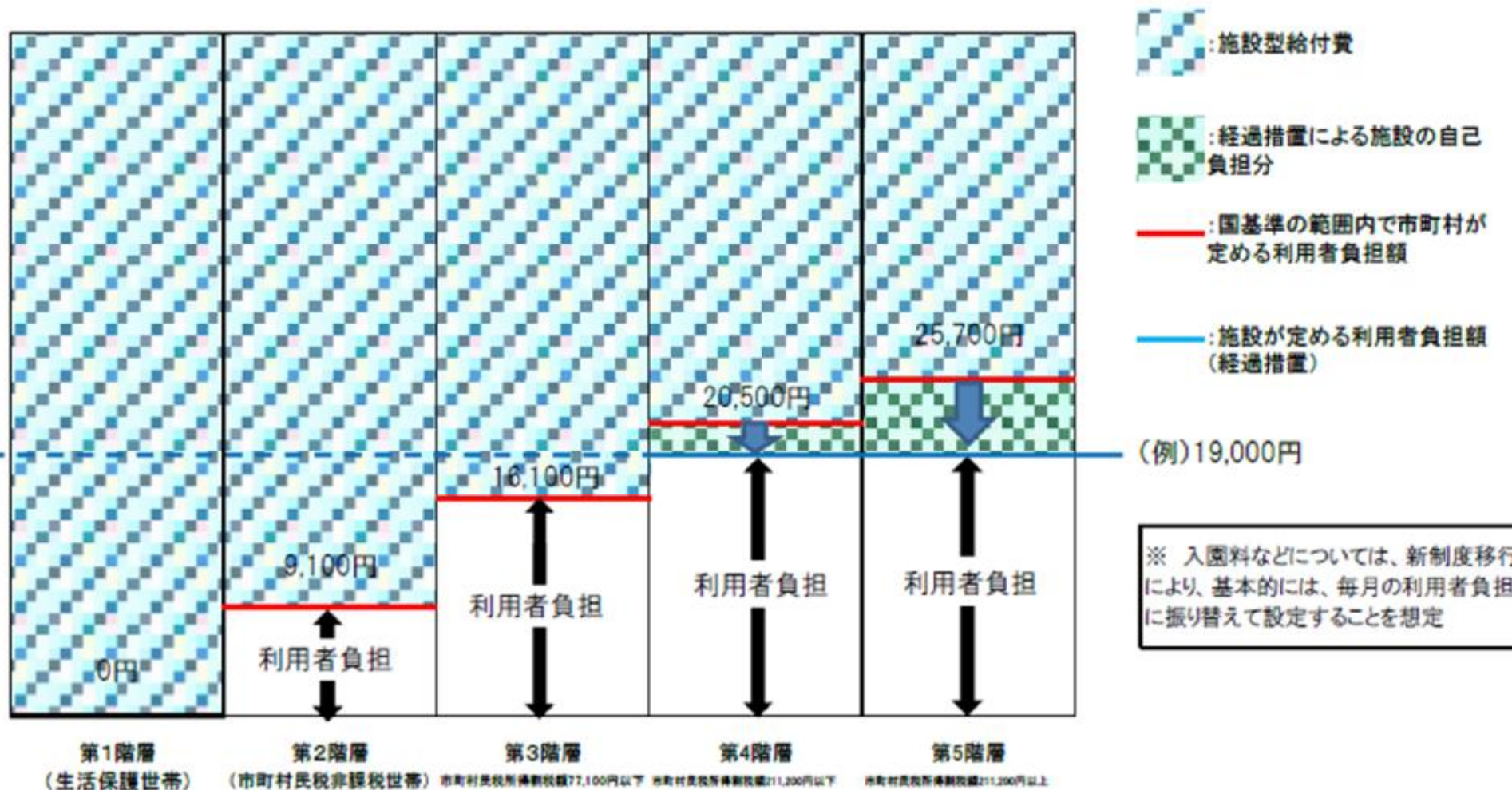


質 問	回 答
<p>私立幼稚園が、市町村が定める保育料よりも低い保育料を設定する場合、その差額は誰が負担することになるのか。</p>	<p>市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を現在設定している私立幼稚園（認定こども園を含む。以下同じ。）については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしています。</p> <p>私立幼稚園にはこれまで保育料等の基準がなく、自由な保育料設定となっていることを踏まえ、現在適正な運営が行われているなどの要件に該当する場合は、市町村が定める利用者負担額よりも低い額を徴収することを認め、施設型給付費の減額は行わないとするものです。この措置は、<u>市町村がその公費により国基準額より低減する場合には、その低減した額よりも更に低い額とすることを認めるものであり、市町村などが公費によりその差額を補填することを前提としているものではありません。</u></p> <p>(事業者向けFAQ (第7版) P.71～72) (次ページも参照)</p>
<p>上乗せ徴収と実費徴収の違いは何ですか。</p>	<p>教育・保育を提供するための標準的な費用として定める公定価格（利用者負担額を含む）によって賄われない費用については、実費徴収又は上乗せ徴収を行うことを検討していただくこととなります。</p> <p>これらの位置付けについては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条において規定しています。</p> <p><u>上乗せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。上乗せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができますが、私立保育所については、市町村との協議により承認を得ることが必要です。</u></p> <p><u>実費徴収は、教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代などがこれに該当すると考えられます。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができます。</u></p> <p><u>なお、徴収にあたっては、上乗せ徴収については書面による保護者の同意、実費徴収については保護者の同意が必要となります。</u></p> <p>(事業者向けFAQ (第7版) P.72)</p>



# 保育料が新制度の利用者負担額を下回る場合【経過措置】のイメージ例

(例) 現在、保育料が毎月19,000円(入園料等も含めた毎月平均額)となっている私立幼稚園が経過措置を選択して、新制度移行後も毎月19,000円の利用者負担設定をする場合のイメージ



## (利用者負担に関すること)

質 問	回 答
<p>1号認定の子どもに係る給食費はどのように徴収すれば良いでしょうか。</p>	<p><u>1号認定子どもの公定価格には給食材料費が含まれておらず、給食材料費は実費徴収として徴収することが基本となります。</u>また、人件費の不足分は特定負担額（上乗せ徴収）として徴収することが可能です。実際に費用徴収を行う際には、対象経費により特定負担額や実費に分解することなく、全体をまとめて特定負担額又は実費のいずれかにより徴収することも可能です。</p> <p>なお、市町村が定める利用者負担額とは別に、実費徴収等を徴収するか否かは施設の判断であり、給食に係る費用や特定負担額の費用徴収を行わないことも可能です。</p> <p>(事業者向けFAQ (第7版) P.73)</p> <p>(次ページも参照)</p>
<p>上乗せ徴収を行う場合、市町村の許可や協議は必要ですか。</p>	<p>特定負担額の徴収（上乗せ徴収）を行うに当たっては、<u>額や徴収理由を明示し、保護者に説明・書面による同意を得ることが必要ですが、私立幼稚園や認定こども園が特定負担額の徴収（上乗せ徴収）を行う場合、市町村の許可や協議は必要ではありません。</u>他方、私立保育所については、市町村から委託を受けて実施する性格上、市町村との協議を経て実施することが必要となります。</p> <p>(事業者向けFAQ (第7版) P.75)</p>
<p>上乗せ徴収や実費徴収の金額に上限はありますか。</p>	<p><u>具体的な上限額の基準はなく、上乗せ徴収は教育・保育に要する費用と公定価格の差額、実費徴収は実際の便宜の提供に要する費用について、施設の判断で、用途の説明や（文書による）同意といった適正な手続きを経た上で、保護者に支払いを求めることができます。</u></p> <p>(事業者向けFAQ (第7版) P.75)</p>

## 実費徴収にかかる留意事項

- 実費徴収の対象は以下のとおり。
  - 1 教材、学用品、制服、アルバム等
  - 2 特別行事、園外活動等
  - 3 1号認定子どもの給食(人件費の一部は公定価格の加算に含まれる)、2号認定子どもの主食
  - 4 スクールバス(人件費の一部は公定価格の加算に含まれる)
  - 5 その他施設の利用において通常必要な便宜に要する費用(PTA会費等)
- 実費徴収は、その都度説明し、保護者の同意(書面同意は不要)を得る。
- 上記の対象の該当費目については、公定価格の設定に当たって、その全部又は一部を保護者の負担に求めることを前提としているものであるが、これらに該当する実費を徴収しなければならないものではなく、徴収の要否や額の設定は、各施設の判断である。
- 実費徴収は、給付に係る教育・保育に要する費用として、消費税非課税(関連通達は現時点で未発出)。
- 実費徴収は、園則に記載する必要はない。

### (参考)給食の実施に要する費用に関する整理

#### 【基本的な考え方】

- ・ 公定価格では、調理員の人件費、2号子どもの副食及び3号子どもの主食・副食の材料費を積算。
- ・ 市町村の定める基本負担額には、生活保護世帯を除き、2号子どもの副食及び3号子どもの主食・副食材料費を含めており、これらの材料費を重複して徴収することは不可。公定価格に含まれない2号子どもの主食材料費は、実費徴収が基本。
- ・ 1号子どもの給食費については、非常勤の調理員の人件費のみ公定価格に計上している(給食実施加算)。このため、不足分の人件費等は特定負担額として施設で徴収可能であり(上乗せ徴収)、給食材料費は実費徴収が基本。

#### 【1号子どもに係る給食費の実際の徴収方法】

- ・ 施設型給付費には用途制限がある訳ではなく、また、外部委託する際など内訳が明記できない場合もある。また、施設にとっても保護者にとっても、給食に要する費用として一括して請求・支払を行う方が分かりやすい面もある。
  - ⇒ 対象経費により特定負担額や実費に分解することなく、全体をまとめて特定負担額又は実費のいずれかにより徴収することも可能。
- ・ 保育料に食育の観点から実施する給食に要する費用を含める場合があり、就園奨励費の対象経費でもある。
  - ⇒ 特定負担額又は実費を徴収しないこととすることも可能。

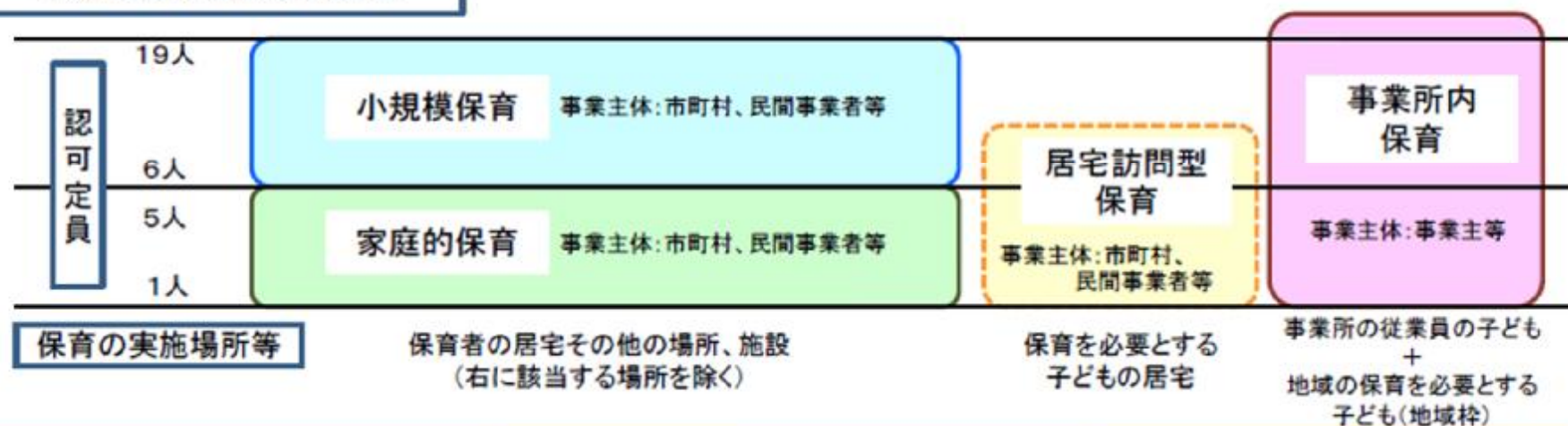
## (その他)

質 問	回 答
<p>幼稚園で小規模保育を実施する予定ですが、事業実施場所については別棟、もしくは園舎内であっても幼稚園とは区分された部屋で行う必要がありますが、当該幼稚園が小規模保育事業の連携施設となる場合であっても、上記と同様の取扱いになるのでしょうか。</p>	<p>原則的には、幼稚園と小規模保育事業でそれぞれの基準を満たすことが必要です。小規模保育事業を実施する幼稚園が当該事業の連携施設となる場合でも取扱いは同様です。</p> <p>なお、幼稚園に併設して小規模保育を実施することは可能ですが、ご指摘のような同一法人が3歳以上児と3歳未満児を同一の場所で預かる場合、原則としては、認定こども園に移行していただくことが基本と考えられます。</p> <p>また、幼稚園と小規模保育事業については、対象園児の年齢が異なり、別の職員が別事業として運営することとなるため、それを踏まえた実施場所であることが望まれます。</p> <p>(事業者向けFAQ (第7版) P.16) (次ページ以降も参照)</p> <p>小規模保育事業については「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」(平成26年9月5日、雇児発0905第2号)も参照</p>
<p>現在、幼稚園で一時預かり事業によらず、毎日2歳児を預かっています。新制度に移行した場合でもこれを継続することは可能ですか。</p>	<p><u>例のような場合は、一時預かり事業の対象とすることはできませんが、その園が行う独自事業として行う分には差し支えありません。</u></p> <p>(事業者向けFAQ (第7版) P.64)</p>

## 地域型保育事業について

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしている。
  - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
  - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
  - ◇居宅訪問型保育
  - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

### 地域型保育事業の位置付け



## 地域型保育事業の認可基準について

### 小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

### <主な認可基準>

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳~2歳児 いずれも1人3.3㎡
	処遇等	給食 自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	給食 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	給食 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	給食 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

※ 小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

## (その他)

質 問	回 答
<p>施設型給付を受ける場合の会計監査はどのような扱いとなりますか。</p>	<p>現在、私学助成を受ける私立幼稚園については、補助額が少額で所轄庁の許可を得た場合を除き、公認会計士等の監査が義務づけられています。新制度では、新制度の給付対象となる教育・保育施設に対して、一律に、こうした監査を義務づけることはしませんが、施設型給付に係る公定価格において、公認会計士等による外部監査を受けた場合に一定額の加算を行うこととしています（私立保育所を除く）。</p> <p>また、公認会計士等の外部監査を受けた私立幼稚園や認定こども園については、市町村等による会計監査の対象外とする方向で検討しています。なお、私立保育所については、現行制度と同様、市町村からの委託であることから、現行制度における対応等を踏まえ、自治体による会計監査等を行う方向で検討しています。</p> <p><b>(事業者向けFAQ (第7版) P.12~13)</b></p> <p>幼稚園又は認定こども園の設置者が、当該幼稚園又は認定こども園の運営に係る会計について公認会計士又は監査法人の監査（以下「外部監査」という。）を受けている場合には、<u>当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、当該外部監査の対象となっている会計については、市町村が行う会計監査を省略することができる。</u></p> <p>(平成27年12月7日付三府省課長名通知「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」)</p>